平成２７年（フ）第６３７２号
東京都練馬区旭町１丁目21－５－204
債務者　伊藤　亜治
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保内浩嗣
4　破産債権の届出期間　平成27年８月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年11月13日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６３９５号
東京都板橋区向原３丁目７－２－501　コーシャハイム向原２号棟
債務者　八木かおる
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　紅山　綾香
4　破産債権の届出期間　平成27年８月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年11月13日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０５号
山形市城西町３丁目19番27号
債務者　加賀明代司
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　三之
4　破産債権の届出期間　平成27年10月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年11月26日午後１時50分
6　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０６号
山形市城西町３丁目19番27号
債務者　加賀　豊子
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　三之
4　破産債権の届出期間　平成27年10月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年11月26日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６５４９号
東京都青梅市今寺４丁目22－９
債務者　山内　義明
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　直
4　破産債権の届出期間　平成27年８月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年12月10日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６５７９号
東京都足立区舎人３丁目７－10－105
債務者　原田　善友
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高瀬　孝司
4　破産債権の届出期間　平成27年８月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年12月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６５３４号
東京都杉並区下井草４丁目30－12
債務者　浅野　政廣
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八杖　友一
4　破産債権の届出期間　平成27年８月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年12月17日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第５９号
北海道苫小牧市しらかば町２丁目11番５号
債務者　坂下　太郎
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第６６号
北海道苫小牧市桜木町１丁目６番２号　ジェーハイツ201
債務者　藤　　重八
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第６７号
北海道苫小牧市見山町３丁目５番５号
債務者　前田　智子
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第１５４号
山梨県甲府市宮原町64番地７　玄間住宅C、前住所山梨県甲斐市竜王2891番地　斉藤住宅１号
債務者　田中　　誠
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１３６号
三重県桑名市赤尾台８丁目27番地　ニューシティチェスナッツＡ棟２Ｂ号
債務者　佐々木由紀
1　決定年月日時　平成27年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１４０号
三重県三重郡朝日町大字縄生1749番地１　ビオトープあさひＢ102号室、前住所三重県津市白山町二本木827番地
債務者　池田　良太
1　決定年月日時　平成27年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１４１号
三重県四日市市柳町８番地
債務者　長友　悦子
1　決定年月日時　平成27年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１４２号
三重県四日市市堀木１丁目６番12号　第２セントラルビル403、前住所三重県四日市市あさけが丘２丁目１番地81
債務者　吉原　律子
1　決定年月日時　平成27年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
津地方裁判所四日市支部破産係